

## 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会事務局規程

昭和 51 年 4 月 1 日施行  
昭和 55 年 4 月 1 日一部改正  
昭和 58 年 4 月 1 日一部改正  
昭和 62 年 1 月 22 日一部改正  
平成 4 年 6 月 1 日一部改正  
平成 6 年 4 月 1 日一部改正  
平成 7 年 4 月 1 日全部改正  
平成 9 年 4 月 1 日一部改正  
平成 12 年 4 月 1 日一部改正  
平成 13 年 4 月 1 日一部改正  
平成 14 年 3 月 28 日一部改正  
平成 15 年 4 月 1 日一部改正  
平成 16 年 4 月 1 日一部改正  
平成 17 年 4 月 1 日一部改正  
平成 18 年 4 月 1 日一部改正  
平成 20 年 3 月 19 日一部改正  
平成 21 年 4 月 1 日一部改  
平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日一部改正  
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本会定款第 2 1 条の規定に基づき、事務局に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 事務局の組織は、次のとおりとする。

- (1) 企画総務課
- (2) 地域福祉課
- (3) 在宅福祉課
- (4) 福祉施設課

(分掌事務)

第 3 条 前条の事務局の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

- (1) 企画総務課
  - (2) 地域福祉課
  - (3) 在宅福祉課
  - (4) 福祉施設課
- 2 各関連事項については、関係組織において協議し、主たる担当組織を定めて処理するものとする。

(職員の職)

第4条 事務局に次の職員の職を置く。

事務局長、事務局長代理、課長、主幹、主査、主任、副主任、主事、リーダー、所長、館長、副館長。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局に参加を置くことができる。参加は、上司の命を受けて特定重要事項等を処理する。

(常勤職員等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、前条に規定する職員のほか、事務局に常勤職員及びパートタイム職員を置くことができる。

(職にあてる職員)

第6条 第4条の規定により設けられた職には職員及び常勤職員をもってあてる。

(職員等の職責)

第7条 事務局職員の職責は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - (2) 事務局長代理は、事務局長を補佐し事務局長に事故ある時は事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - (3) 各組織の課長及び主幹は、事務局長の命を受け、担当組織の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - (4) 各組織の主査は、上司の命を受け、担当組織の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、課長又は主幹の職務を補佐する。
  - (5) 各組織及び事業の主任及び副主任は、担当組織及び事業の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、各組織の主幹又は主査の職務を補佐する。
  - (6) 主事は直属の上司の命を受け、分掌事務及び業務を行う。
- 2 常勤職員及びパートタイム職員の職務については、別に会長が定める。

(事務処理)

第8条 事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

(那覇市総合福祉センター及び那覇市老人福祉センター及び老人憩の家の組織等)

第9条 那覇市総合福祉センター（社会福祉センター、児童館、老人憩の家、ボランティアセンターを含む。）、那覇市老人福祉センター（那覇市識名老人福祉センター、那覇市小禄老人福祉センター）及び那覇市児童館（識名児童館、小禄児童館）の組織及び職員の職等に関しては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 那覇市社会福祉協議会事務局規程（昭和51年4月1日施行）は、これを廃止する。
- 3 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適応する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適応する。

別表第1 (分掌事務)

組織	分掌事務
(1) 企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款・諸規程の整備に関する事。</li> <li>・理事会・評議員会・部会・委員会に関する事。</li> <li>・第三者委員会（福祉サービス苦情解決）に関する事。</li> <li>・事業計画・事業報告に関する事。</li> <li>・予算・決算に関する事。</li> <li>・補助金等助成金申請に関する事。</li> <li>・那覇市社協社会福祉基金等に関する事。</li> <li>・強化発展計画の策定推進に関する事。</li> <li>・褒章及び表彰に関する事。</li> <li>・渉外に関する事。</li> <li>・経理に関する事。</li> <li>・文書及び公印に関する事。</li> <li>・職員の人事・給与・服務・福利厚生に関する事。</li> <li>・労務環境整備等に関する事。</li> <li>・職員研修、職務会に関する事。</li> <li>・安全衛生委員会及び安全運転管理に関する事。</li> <li>・社協事務室の管理・運営に関する事。</li> <li>・組織及び事務の管理改善に関する事。</li> <li>・組織のIT・デジタル化の推進に関する事。</li> <li>・広報及び調査に関する事。</li> <li>・ソーシャルネットワークに関する事。</li> <li>・実習生受入に関する事。</li> <li>・社会福祉大会に関する事。</li> <li>・重度心身障害者医療費等貸付事業に関する事。</li> <li>・資金造成企画（チャリティ等）に関する事。</li> <li>・会員・会費に関する事。</li> <li>・沖縄県共同募金会那覇市共同募金委員会の運営に関する事。</li> <li>・備品の貸し出しに関する事。</li> <li>・その他、他組織の主管に属しない事。</li> </ul>
(2) 地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア市民活動センターの運営及び委員会に関する事。</li> <li>・地域福祉活動推進事業に関する事。</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカーの配置に関する事。</li> <li>・災害時避難者支援計画に関する事。</li> <li>・福祉関係機関の助成金に関する事。</li> <li>・共同募金配分金事業及び歳末たすけあい事業に関する事。</li> <li>・社会福祉法人等の公益的な取り組みに関する事。</li> <li>・社会福祉調査及び福祉ニーズに関する事。</li> <li>・社会福祉情報の収集・整理・提供に関する事。</li> <li>・福祉のまちづくり運動等環境整備に関する事。</li> <li>・ソーシャルアクションに関する事。</li> <li>・要援護者の家族の組織化及び支援に関する事。</li> <li>・地域福祉の広報に関する事。</li> <li>・民生委員・児童委員活動に関する事。</li> <li>・生活支援体制整備事業に関する事。</li> <li>・地域支え合い訪問型サービス事業に関する事。</li> <li>・地域ふれあいデイサービス事業に関する事。</li> <li>・各種相談事業並びに専門機関団体との連携・調整に関する事。</li> <li>・生活福祉資金貸付に関する事。</li> <li>・法外援護に関する事。</li> <li>・日常生活自立支援事業に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯金銭管理支援事業に関する事。</li> <li>・法人成年後見事業に関する事。</li> <li>・子ども食堂等の支援に関する事。</li> <li>・その他、地域福祉課業務に関する事。</li> </ul>
(3) 在宅福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業に関する事。</li> <li>・訪問介護事業に関する事。</li> <li>・通所介護事業に関する事。</li> <li>・介護予防サービス事業に関する事。</li> <li>・障害福祉サービス事業（居宅・重度・行動・同行）に関する事。</li> <li>・地域生活支援事業に関する事。</li> <li>・特定相談支援事業に関する事。</li> <li>・障がい児相談支援事業に関する事。</li> <li>・リフト付きバス運行事業の受託運営に関する事。</li> <li>・一般旅客運送事業に関する事。</li> <li>・介護報酬の適正管理と処遇改善に関する事。</li> <li>・介護保険事業等経営検討に関する事。</li> <li>・在宅介護サービス企画調整に関する事。</li> <li>・その他、在宅福祉課業務に関する事。</li> </ul>
(4) 福祉施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市総合福祉センターの運営に関する事。</li> <li>・那覇市児童館の運営に関する事。</li> <li>・那覇市老人福祉センター、老人憩の家の運営に関する事。</li> <li>・つどいの広場事業に関する事。</li> <li>・那覇市ファミリーサポートセンターの運営に関する事。</li> <li>・育児支援家庭訪問事業家庭支援員等派遣業に関する事。</li> <li>・その他、福祉施設課業務に関する事。</li> </ul>
(5) 全課共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンターの運営に関する事。</li> <li>・赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動に関する事。</li> <li>・地区担当制に関する事。</li> <li>・記念事業に関する事。</li> <li>・その他、臨時で組織される課題や企画に関する事。</li> </ul>